冬に備え、水道管の凍結に注意しましょう!

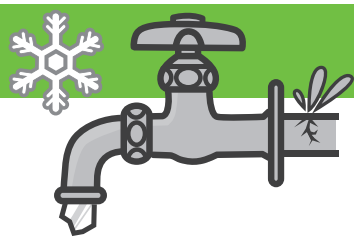

寒い日が続くと、屋外の蛇口や水道管が凍り破裂することがあります。特に気温がマイナス4度以下になると凍結による破損事故が多くなり、修理に高い費用がかかってしまいます。水道管を寒さから守りましょう。

Q1 凍結しないためには?

露出している水道管や蛇口に保温材や布切れなどを巻きつけ、その上から、ビニールテープなどを下から上へ巻いて直接冷気が当たらないようにしてください。また、蛇口を少しあけて水を出しておくと凍結しにくくなります。ただし、出した分の水については料金がかかりますので、ご注意ください。



対策の例

Q2 凍結してしまったら?

蛇口が凍ったときは、自然に溶けるのを待つか、凍った部分をタオルなどで包みその上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。急に熱いお湯をかけると水道管が破裂するおそれがあります。

Q3 水道管が破裂してしまったら?

応急措置として、メーターボックスの中にある元栓を閉めて、町指定給水装置工事事業者へ修理の申込みをしてください。

◀笠松町指定給水装置工事事業者

問水道課　☎388-1118

国民年金

国民年金保険料の育児免除制度

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付を免除される制度が令和8年10月から新たにはじまりました。

子を育てている方(実父母・養父母)は、申請することで所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。

■対象となる方

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母。子を養育する要件として以下のすべてを満たしている必要があります。(所得要件はありません。)

・子と身分(親子)関係が継続していること　・子と同じ住所であること

■届出に必要なもの

・母子健康手帳　・被保険者のマイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
・子のマイナンバーがわかるもの



産前産後期間の国民年金保険料免除制度

平成31年2月1日以降に出産した方で、国民年金第1号被保険者は出産予定日または出産日が属する月の前日から4か月間産前産後免除の対象になります。

■届出に必要なもの

・母子健康手帳　・被保険者のマイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの

届出問岐阜南年金事務所　☎273-6161／住民課　☎388-1115